# 条件書　MV37(2)_210416

1.本条件書において､次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1)｢機器｣とは､別途甲乙で合意したバックアップスケジュール設計等の契約にもとづき、バックアップソフトウェアを搭載した注文書に記載する機械装置を意味します。

(2)｢バックアップソフトウェア｣、「オプションソフトウェア」および「エージェントソフトウェア」とは､｢機器｣に搭載する注文書記載のコンピューター･プログラムを意味します。

(3)「ソフトウェア」とは､前号で定義したコンピューター･プログラムの総称を意味します。

(4)｢管理台帳｣とは、別途甲乙で合意したバックアップスケジュール設計等の契約にもとづき、乙が甲に納入した成果物を意味します。

(5)｢対象製品｣とは､｢機器｣および｢ソフトウェア｣の総称を意味します。

2.契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 3 条第 1 項にもとづき､乙が甲に提供するバックアップソフトウェアあんしんパックのサービス内容は次のとおりとします。

(1) 「バックアップソフトウェア｣に障害が発生した場合、乙は乙の指定する技術者の電話または訪問により障害発生箇所を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。

(2) 前号の｢支援業務｣には、次の作業は含まないものとします。

① 障害発生原因の究明および｢バックアップソフトウェア｣の修理・修復作業

② 「バックアップソフトウェア｣のバージョンアップ版の適用作業

(3) 障害発生箇所調査の結果、｢バックアップソフトウェア｣の再インストールが必要な場合、｢バックアップソフトウェア｣を再インストールし｢管理台帳｣記載の状態に｢バックアップソフトウェア｣を再設定します。

(4) 障害発生箇所調査の結果、パッチファイルのインストールが必要と乙が判断した場合、乙は、次の内容にもとづき、「バックアップソフトウェア」のパッチファイルを､甲に代わって「機器」に搭載します。

① 甲は、使用権を有する「バックアップソフトウェア」のパッチファイルを乙の技術者に提供するものとします。

② 本号の搭載作業は当該パッチファイル所定の手順に従い実施するものとし、乙は当該搭載作業により､それ以前に甲が「機器」で使用していたコンピューター･プログラムのすべてがパッチファイル搭載後の「機器」でも動作することを保証するものではありません。

③ パッチインストールには、「バックアップソフトウェア」のバージョンアップ使用権の許諾および当該バージョンアップ版のインストール作業は含まないものとします。

(5) 甲が｢オプションソフトウェア追加オプション｣の付加を選択した場合、「オプションソフトウェア」に対する｢支援業務｣は、第 1 号乃至第 4 号を準用するものとします。

(6) 甲が｢エージェントソフトウェア追加オプション｣の付加を選択した場合、「エージェントソフトウェア」に対する｢支援業務｣は、第 1 号乃至第 4 号を準用するものとします。

(7) 甲が｢障害時リストア代行オプション｣の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。

① 乙は、甲が保有するバックアップ媒体に格納されているデータの範囲で、甲乙で合意した手順にもとづきリストアを実施します。

② 甲は、｢リストア代行｣を乙に依頼するにあたり、｢機器｣または「ソフトウェア」所定のバックアップ手順にもとづきデータのバックアップを行った媒体を乙の技術者に提供するものとします。

③ 「リストア代行｣には、次の作業を含まないものとします。

〈1〉コンピューター･プログラムおよびデータのバックアップ作業ならびにコンピューター･プログラムのインストール作業

〈2〉データ削除または上書き等、甲の責に起因するリストア作業

〈3〉リストアしたデータの妥当性検証

④ 乙の責によらず｢リストア代行｣を完了できなかった場合､乙はその責を負わないものとします。

⑤ 甲は､｢リストア代行｣の実施に際し､｢行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律｣第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い自らリストア作業を行なうものとし、乙は、甲の要望に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。

(8) 「支援業務｣の実施に起因する甲のコンピューター･プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

(9) 「支援業務｣のサービスの実施は、「機器」に対して乙の障害切り分けサービス契約（以下「障害切り分けサービス契約」という）が締結されていることを条件とします。

3.本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

(1) 本契約期間は注文書記載のとおりとします｡ただし､当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合､更に 1 年間更新するものとし､以後の更新も同様とします。

(2) 前項の定めにかかわらず、「障害切り分けサービス契約」が終了した場合、本契約も自動的に同時に終了するものとします。

4. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

5. 本契約第 9 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」に関し、本契約以外に乙または他の事業者と保守等の契約を締結している場合においても、甲は本契約にもとづく「料金等」を支払うものとします。

6. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。

乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

以上